

大山町ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 この会は、大山町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）と称する。

(目的)

第2条 センターは、大山町に居住している者及び大山町内において勤務している者を対象とし、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、会員相互に育児の援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりに資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の組織に関する業務
- (2) 援助活動の調整に関する業務
- (3) 援助活動の講習及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) センターの広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務

(組織)

第4条 センターは育児の援助を行う会員（以下「ひきうけ会員」という。）と、援助を受ける会員（以下「おねがい会員」という。）により組織する。

2 センターの事務局はこども課に置き、その事務を行う。

(事務局)

第5条 事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) センターの業務内容の周知及び啓発
- (2) 会員の募集及び登録
- (3) 援助活動の調整及び会員間のトラブルへの助言
- (4) 会員に対する講習会及び交流会の開催
- (5) 他のファミリー・サポート・センターとの連絡調整

(代表者)

第6条 センターの代表者は、大山町長の職にある者とし、センターの事業を統轄する。

(会員)

第7条 会員は、育児の援助を引き受ける者又は預ける者として、センターの承認を得たものとする。

2 会員は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) センターの目的を十分に理解していること。
- (2) 大山町内に居住していること。または大山町内において勤務していること。
- (3) ひきうけ会員にあっては、心身共に健康で、積極的に援助活動を行うことができること。
- (4) おねがい会員にあっては、当該おねがい会員が保護者となっている児童を有すること。

3 ひきうけ会員とおねがい会員は、兼ねることができる。

(入会)

第8条 センターに入会しようとする者は、入会申込書（別記様式第1号）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認をしたときは、会員に対して会員証（別記様式第2号）を発行し、会員の登録を行う。

3 会員は援助に必要な知識を得る必要があるので、センターの実施するファミリー・サポート・センターの交流会に出席しなければならない。

(保険)

第9条 会員は財団法人女性労働協会を通じて、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険の加入に要する費用は、大山町が負担する。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届（別記様式第4号）によりセンターに届け出なければならない。

2 会員は、退会に際しては、会員証をセンターに返還しなければならない。

(援助活動の内容)

第11条 ひきうけ会員が行う援助活動の内容は、恒常的又は臨時的に次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始前や終了後幼児を預かること。
- (2) 保育施設等と援助活動を行う場所との間の送迎を行うこと。
- (3) 学校の放課後、放課後児童クラブ終了後、長期休業中などに児童を預かること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、おねがい会員の仕事と育児の両立のために必要な援助。

2 前項の援助活動は、ひきうけ会員の自宅、児童館や地域子育て支援等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定して行うものとする。ただし、児童がやむを得ないと認められる場合は、おねがい会員の家庭において行うことができる。

3 児童の宿泊を伴う援助活動は行わない。ただし、センターにおいてあらかじめ、やむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(援助時間)

第12条 ひきうけ会員が援助活動を行う時間（以下「援助時間」という。）は、午前7時から午後7時30分までの間の必要と認められる時間とする。ただし、これによりがたいと認められる場合は、この限りではない。

2 援助時間は、1回につき1時間以上とし、1時間に満たない場合は1時間に切り上げる。ただし、1時間を経過した後は30分刻みとする。

3 援助時間は、次の各号に掲げるところにより算定する。

(1) 児童を家庭で預かる場合は、ひきうけ会員が児童を預かったときからおねがい会員に引き渡したときまでとする。

(2) 保育施設等の送迎の場合は、ひきうけ会員がその援助活動のため家を出たときから援助の時間とする。

(援助活動の実施方法)

第13条 おねがい会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対し援助活動の申し込みを行うものとする。

2 おねがい会員から援助活動の申し込みを受けたセンターは、援助活動の内容、日時等を確認の上、適当と認められるひきうけ会員に連絡し、援助活動の調整を行うものとする。

3 援助活動の調整を行ったセンターは、援助依頼受付簿（別記様式第4号）に記入するものとする。

4 おねがい会員は、事前打合せ内容（別記様式第5号）により、ひきうけ会員と打合せを行うものとする。

5 ひきうけ会員は、援助活動を実施した後、援助活動報告書（別記様式第6号）に援助活動の記録を記入し、おねがい会員の確認及び署名を受けなければならない。

6 ひきうけ会員は、1か月に1回、前項の援助活動報告書をセンターに提出しなければならない。ただし、援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにセンターに連絡するものとする

(援助活動の報酬等)

第14条 おねがい会員は、ひきうけ会員に対し、援助活動の終了後、別に定める基準に従って報酬及び実費を支払うものとする。

(遵守事項)

第15条 会員は、この会則を遵守しなければならない。

2 会員は、援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害し、又は第三者に一切の秘密を漏らしてはならない。センターを脱会した後も、同様とする。

3 会員は、この会則に定めるところによらないで、会員相互に援助活動を行ったり、受けてはならない。

4 ひきうけ会員は、援助活動を行うに当たっては、児童に事故が生じないように、安全及び衛生に十分配慮しなければならない。

5 町外の会員が支援を受ける場合は、勤務先である町内事務所で勤

務していること。

(会員の資格喪失)

第16条 会員は、第7条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなった場合は、会員の資格を失うものとする。

2 センターは、会員が前条各項の規定に違反した場合は、会員の資格を取り消すことができる。

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成30年10月1日から施行する。

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

この会則は、令和5年6月1日から施行する。